

○ 都城市都市計画審議会 土地利用専門部会会則

(目的)

第1条 この会則は、都城市都市計画審議会運営会則第5条の規定に基づき、都城市都市計画審議会土地利用専門部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査事項)

第2条 部会は、人口減少・少子高齢化社会、価値観やライフスタイルの多様化、循環型社会への対応、産業・雇用構造の変化など時代の潮流の変化に対応すべく、都城市都市計画マスタープランの実現に向け、土地利用規制の見直し及び導入について調査を行うため、次に定めるものについて調査する。

- (1) 土地利用ガイドラインの作成に関する事項
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途の変更に関する事項
- (3) 同法第9条第13項に規定する特別用途地区の設定に関する事項
- (4) 同法同条第14号に規定する特定用途制限地域の設定に関する事項
- (5) 市民への情報発信等、合意形成の設定に関する事項
- (6) 土地利用規制に関するマネジメントに関する事項
- (7) 関係部署及び機関への調整に関する事項
- (8) その他、土地利用誘導を高めるための施策に関する事項

(専門部会)

第3条 部会は、臨時委員、専門委員から構成する。

- 2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会は、調査検討した事項について、審議会に報告しなければならない。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を要請し、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 部会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(設置期間)

第5条 部会の設置期間は、第2条に掲げる調査が終了するまでとする。

(会議の公開)

第6条 部会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、都城市情報公開条例（平成18年都城市条例第28号）第11条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報に関し審議等を行う場合

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合
- 2 会議の公開に関して必要となる事項は、別に定める。

(会議録)

第7条 部会長は、事務局の職員に会議録を作成させなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した部会の委員の氏名
 - (3) 出席した職員の職氏名
 - (4) 会議の要旨
 - (5) その他、部会長が必要と認めた事項
- 2 会議録は、土木部都市計画課において保管する。
- 3 会議録は公開する。ただし、前条により、会議を非公開とした場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定により公開とする場合、会議録に記載された発言者の氏名を非公開とする等、必要な措置をとることができる。

(庶務)

第8条 部会に関する庶務は、土木部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は部会長が定める。

附 則

この会則は、公表の日から施行する。